

「令和3年度広報よこはまみどり区版デザイン編集委託」提案書作成要領

本業務における提案書作成要領は、次のとおりです。

1 件名

令和3年度広報よこはまみどり区版デザイン編集委託

2 業務の内容

別紙「仕様書」のとおり

概算業務価格（上限）は、約380万円（税込）です。

なお、提案書提出時には参考見積書を提出するものとします。

3 参加に係る手続き

(1) 参加意向申出書（様式1）の提出期限

ア 提出期限 令和2年11月17日（火）17時まで（必着）

イ 提出方法 持参又は郵送（郵送の場合は書留郵便とし、期限までに到着するように発送してください。）

ウ 提出先 緑区区政推進課広報相談係（緑区役所1階）
所在地 〒226-0013 横浜市緑区寺山町118
電話 045-930-2219 FAX 045-930-2225
電子メール md-home@city.yokohama.jp
担当 山下、宮川

(2) 提案資格確認結果の通知及びデータの提供・返却

参加意向申出書を提出した者のうち、提案資格が認められた者及び認められなかった者に対して、その旨及びその理由を「提案資格確認結果通知書（様式3）」により通知します。

ア 通知日 令和2年11月25日（水）発送

提案資格が認められた者には、「プロポーザル関係書類提出要請書（様式4）」並びに提案書作成に使用する資料「プロポーザル提案作品作成上の注意」及び「プロポーザル提案作品原稿」を光ディスク（CD・DVD等）で送付します。

提供したデータは提案書提出時に全て返却してください。

イ その他

提案資格が認められなかった旨の通知を受けた応募者は、書面により提案が認められなかった理由の説明を求めることができます。なお、書面は令和2年12月2日（水）17時までに参加意向申出書提出先まで提出しなければなりません。

本市は令和2年12月9日（水）までに説明を求めた者に対し書面により回答

します。

4 質問書（様式2）の提出

本要領等の内容について疑義のある場合は、次により質問書の提出をお願いします。質問内容及び回答については、提案資格を満たす者であることを確認した全ての者に通知します。

なお、質問事項のない場合は、質問書の提出は不要です。

- (1) 提出期限 令和2年12月4日（金）13時まで（必着）
- (2) 提出先 3(1)と同じ
- (3) 提出方法 電子メール（必ず電話で着信確認を行ってください。）
- (4) 回答日及び方法 令和2年12月10日（木）電子メール

5 提案書の内容

- (1) 提案書は、別添の所定の書式（提出様式1～3）並びに提案資格確認結果の通知時に送付する「プロポーザル提案作品作成上の注意」及び「プロポーザル提案作品原稿」に基づき作成するものとします。

- (2) 提出物

次の項目に関する提案を所定の様式に記載し、アを表紙として提出してください。

- ア 提案書（提出様式1）A4判縦1部
- イ 実施体制等記入票（提出様式2）A4判縦1部
- ウ ワーク・ライフ・バランス推進、障害者雇用及び健康経営に関する取組記入票（提出様式3）A4判縦1部
- エ プロポーザル提案作品 A3判5枚8部
（7部は表紙を付けず提出してください）
- オ 入札（見積）書（提出様式4）A4判縦1部

6 評価基準

別に定める「提案書評価基準」のとおり

7 提案書の提出

- (1) 提案書の提出

- ア 提出部数 5(2)のとおり
 - イ 提出先 3(1)と同じ
 - ウ 提出期限 令和2年12月18日（金）12時まで（必着）
 - エ 提出方法 持参又は郵送（郵送の場合は書留郵便とし、期限までに到着するよう
- に発送してください。）

(2) その他

- ア 所定の様式以外の書類については受理しません。
- イ 提案書の提出後、本市の判断により補足資料の提出を求めることがあります。
- ウ 提出された書類は、返却しません。
- エ プロポーザル提案作品作成者は、病気、死亡、退職等極めて特別な場合を除き、変更することはできません。
- オ 提案書の提出は、1者につき1案のみとします。
- カ 提案内容の変更は認められません。
- キ 一次評価実施の有無は、令和2年12月21日（月）頃、電子メールにてお知らせします。

8 一次評価結果通知書の交付

一次評価を実施した場合は、提案書を提出した者に対して、「一次評価結果通知書（様式6）」により一次評価結果を通知します。通知は、令和3年1月8日（金）に発送します。

9 プロポーザルに関するヒアリング

二次評価対象者（一次評価を行わない場合は提案書を提出した全ての者）に対し、次により提案内容に関するヒアリングを行います。

- (1) 実施日時 令和3年1月14日（木）13時～15時のうち20分程度
- (2) 実施場所 緑区役所（横浜市緑区寺山町118）
- (3) 出席者 プロポーザル提案作品作成者を含む3名以下としてください。
- (4) その他 時間等詳細については、8の通知時（一次評価を行わない場合は7(2)キのお知らせ時）にお伝えします。
なお、感染症対応等やむを得ない場合については、オンラインでヒアリングを行うこともあります。

10 特定・非特定の通知

提案書を提出した者のうち、プロポーザルを特定した者及び特定されなかった者に対して、その旨及びその理由を「結果通知書（様式5）」により通知します。

- (1) 通知日 令和3年2月12日（金）発送
- (2) その他 特定されなかった旨の通知を受けた提案者は、書面により選定されなかった理由の説明を求めることができます。なお、書面は、令和3年2月19日（金）17時までに提案書の提出先まで提出しなければなりません。本市は令和3年3月1日（月）までに説明を求めた者に対し書面により回答します。

11 プロポーザルに係る審議

本プロポーザルの実施及び特定等に関する審議は、次に示す委員会で行います。

名 称	緑区入札参加資格審査・指名業者選定委員会	令和3年度広報よこはまみどり区版デザイン編集委託プロポーザル評価委員会
所掌事務	プロポーザル方式の実施、受託候補者の選定に関する事	プロポーザルの評価に関する事
委 員	緑区副区長（総務部長） 緑区総務課長 緑区地域振興課長 緑区税務課担当課長（区会計管理者） 緑区福祉保健課長 緑区生活衛生課長	緑区総務課長 緑区地域振興課長 緑区区政推進課長 緑区福祉保健課長 緑区こども家庭支援課長

12 プロポーザルの取扱い

- (1) 提出された提案書は、プロポーザルの特定以外に提出者に無断で使用しないものとします。
- (2) 提出された提案書は、他の者に知られることのないように取り扱います。ただし、「横浜市の保有する情報の公開に関する条例」等関連規定に基づき公開することがあります。
- (3) 提出された提案書のうち、プロポーザル提案作品に限り、今後の業務の参考に資するため、提案書を提出した者のうち希望者に対し、緑区役所広報相談係にて、閲覧に供します。閲覧期間は、令和3年2月15日（月）～19日（金）（各日8時45分～17時）とします。
- (4) 提出された書類は、プロポーザルの特定を行うために必要な範囲又は公開等の際に複製を作成することがあります。
- (5) プロポーザルの作成のために本市が作成した資料は、本市の了解なく公表、使用することはできません。
- (6) 提出された書類は返却しません。

13 プロポーザル手続における注意事項

- (1) プロポーザルに虚偽の記載をした場合は、プロポーザルを無効とするとともに虚偽の記載をした者に対して、本市各区局の業者選定委員会において特定を見合わせる場合があります。
- (2) プロポーザルは、受託候補者の特定を目的に実施するものであり、契約後の業務

においては、必ずしも提案内容に沿って実施するものではありません。契約後の業務は、原則として、プロポーザル提案作品作成者が、提案内容に準じて行うこととします。

- (3) 特定された受託候補者とは、後日、提案内容等に基づき、本市の決定した予定価格の範囲内で業務委託契約を締結します。

なお、業務委託条件・仕様等は、契約段階において若干の修正を行うことがあります。

- (4) 参加意向申出書の提出期限以後、受託候補者の特定の日までの手続期間中に指名停止となった場合又は令和3年4月1日以降有効の一般競争有資格者名簿に掲載されなかった場合には、以後の本件に関する手続の参加資格を失うものとします。また、受託候補者として特定されている場合は、次順位の者と手続を行います。

14 無効となるプロポーザル

- (1) 提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
- (2) 提案書作成要領に指定する提案書の作成様式及び「プロポーザル提案作品作成上の注意」及び「プロポーザル提案作品原稿」に示された条件に適合しないもの
- (3) 提案書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- (4) 提案書に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
- (5) 許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの
- (6) 虚偽の内容が記載されているもの
- (7) 本プロポーザルに関して11に示す委員会委員との接触があった者
- (8) ヒアリングに出席しなかった者

15 その他

- (1) 提案書の作成及び提出等に係る費用は、貴社の負担とします。
- (2) 手続において使用する言語及び通貨
 - ア 言語 日本語
 - イ 通貨 日本国通貨
- (3) 契約書作成の要否
要する。
- (4) 本業務は、令和3年度横浜市予算案の議決を停止条件とする案件です。予算の議決がなされないときは、成立しません。

(様式1)

令和 年 月 日

横浜市契約事務受任者

住所

商号又は名称

代表者職氏名

印

参加意向申出書

次の件について、プロポーザルの参加を申し込みます。

件名：令和3年度広報よこはまみどり区版デザイン編集委託

連絡担当者

所属

氏名

電話

F A X

E-mail

(様式2)

年 月 日

横浜市契約事務受任者

所在地
商号又は名称
代表者職氏名

質 問 書

業務名：令和3年度広報よこはまみどり区版デザイン編集委託

質 問 事 項

回答の送付先

担当部署
担当者名
電話
F A X
E-mail

注：質問がない場合は質問書の提出は不要です。

(様式3)

年 月 日

(商号又は名称)
(代表者職氏名) 様

横浜市契約事務受任者

提案資格確認結果通知書

次の件について、提案資格確認結果を通知します。

件名：令和3年度広報よこはまみどり区版デザイン編集委託

結果①：資格を有することを認めます。

結果②：次の理由により、資格を有することを認められません。

理由： のため

※上記理由について説明を希望される方は、 年 月 日までに 緑区区政推進課
その旨を記載した書面を提出してください。

連絡担当者

緑区区政推進課広報相談係 山下、宮川

電話 045-930-2219

FAX 045-930-2225

E-mail md-home@city.yokohama.jp

(様式 4)

年 月 日

(商号又は名称)

(代表者職氏名) 様

横浜市契約事務受任者

プロポーザル関係書類提出要請書

次の件について、所定の期日までに提出意思確認書及び提案書等を提出していただきたく通知します。

件名：令和3年度広報よこはまみどり区版デザイン編集委託

提出書類

- 1 提案書（提出期限：令和2年12月18日（金）12時）
- 2 質問書（提出期限：令和2年12月4日（金）13時）

連絡担当者

緑区区政推進課広報相談係 山下、宮川

電話 045-930-2219

FAX 045-930-2225

電子メール md-home@city.yokohama.jp

(様式5)

年 月 日

(商号又は名称)
(代表者職氏名) 様

横浜市契約事務受任者

結 果 通 知 書

貴社から提出のあった次の件の提案書について、審査結果を次のとおり通知します。

件名：令和3年度広報よこはまみどり区版デザイン編集委託

結果①：最適であると特定しました。

契約等の手続きにつきましては、別途連絡します。

結果②：次の理由により特定しませんでした。

理由： のため

※上記理由について説明を希望される方は、令和3年2月19日（金）17時までに緑区役所
区政推進課広報相談係へその旨を記載した書面を提出してください。

※プロポーザル参加各社の提案書を閲覧される場合は、事前に担当まで連絡の上、緑区役所
区政推進課広報相談係までお越しください。閲覧期間は、令和3年2月15日（月）～2月
19日（金）の8時45分～17時です。

連絡担当者

緑区役所区政推進課広報相談係 山下、宮川

電話 045-930-2219

F A X 045-930-2225

E-mail md-home@city.yokohama.jp

(様式6)

年 月 日

(商号又は名称)
(代表者職氏名) 様

横浜市契約事務受任者

一 次 評 価 結 果 通 知 書

貴社から提出のあった次の件の提案書について、一次評価の結果を次のとおり通知します。

件名：令和3年度広報よこはまみどり区版デザイン編集委託

結果①：二次評価対象者として選定しました。

別紙のとおりヒアリングを行いますので、出席してください。

結果②：二次評価対象者として選定しませんでした。

選定に至らなかった理由については、令和3年2月12日（金）に発送する「結果通知書（様式5）」にてお知らせします。

連絡担当者

緑区役所区政推進課広報相談係 山下、宮川

電話 045-930-2219

F A X 045-930-2225

E-mail md-home@city.yokohama.jp

(提出様式1)

令和 年 月 日

横浜市契約事務受任者

住所

商号又は名称

代表者職氏名

印

提 案 書

次の件について、提案書を提出します。

件名：令和3年度広報よこはまみどり区版デザイン編集委託

連絡担当者

所属

氏名

電話

FAX

E-mail

(提出様式2)

会社名 _____

実施体制等記入票

※以下の質問に対する回答の中には、一切社名の表記を行わないでください

1、プロポーザル提案作品作成者氏名

--

※契約締結後は、プロポーザル提案作品作成者が広報よこはまみどり区版の主たる担当者になります。原則変更はできません。

2、実績

1の担当者及び貴社の実績を記載してください。特に、定期的に複数回発行する印刷物デザイン業務の実績を記載してください。

--

3、バックアップ体制

1の担当者及びその他担当のイラストレーターなどが病気等の理由で業務が行えなくなった場合のバックアップ体制を記載してください。

4、原稿のチェック体制・方法

原稿を区に提出する前に誤字脱字、原稿の脱落がないか等のチェックを行っていただきますが、その体制・方法について記載してください。

5、貴社の PR ポイント

その他、1 の担当者及び貴社の PR ポイントについて、自由に記載してください。

(提出様式3)

会社名 _____

ワーク・ライフ・バランス推進、障害者雇用及び健康経営に関する 取組記入票

ワーク・ライフ・バランス推進、障害者雇用及び健康経営に関する取組の該当の有無について、報告します。

該当に ○	追加評価項目	添付書類
	次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を策定し、労働局に届出ている（従業員 101 人未満の場合のみ※）	労働局の受付印のある「一般事業主行動計画」の写し
	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画を策定し、労働局に届出ている（従業員 301 人未満の場合のみ※）	労働局の受付印のある「一般事業主行動計画」の写し
	次世代育成支援対策推進法に基づく認定（くるみんマーク、ブラチナくるみんマーク）の取得	「基準適合一般事業主認定通知書」の写し、又は「基準適合認定一般事務主認定通知書」の写し
	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定（えるぼし）の取得	「認定通知書」の写し
	青少年の雇用の促進等に関する法律に基づくユースエール認定の取得	「認定通知書」の写し
	よこはまグッドバランス賞の認定の取得	「認定通知書」の写し、又は「認定証」の写し
	障害者雇用促進法に基づく法定雇用率 2.2%の達成（従業員 45.5 人以上）、又は障害者を 1 人以上雇用している（従業員 45.5 人未満）	達成を証明するものの写し
	健康経営銘柄、健康経営優良法人（大規模法人・中小規模法人）の取得、又は横浜健康経営認証の AAA クラス若しくは AA クラスの認証の取得	認証等を証明するものの写し

※従業員数に応じて提出義務がある等の場合は加対象外となります。添付書類の提出は不要です。

(提出様式 4)

入札（見積）書

年 月 日

横浜市契約事務受任者

住 所

商号又は名称

代表者職氏名

印

次の金額で、関係書類を熟覧のうえ、横浜市契約規則を遵守し入札（見積）いたします。

金 額				億	千	百	十	万	千	百	十	円

件 名 令和3年度広報よこはまみどり区版デザイン編集委託

(注意)

入札（見積）書には、消費税法第9条第1項規定の免税事業者であるか課税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望価格の110分の100に相当する金額を記載すること。

これによらない方法での入札（見積）を指示された場合は、それに従うこと。

- 「横浜市契約事務受任者」は、水道事業管理者の権限に属する契約にあつては「横浜市水道事業管理者」と、交通事業管理者の権限に属する契約にあつては「横浜市交通事業管理者」と読み替えるものとする。
- 「横浜市契約規則」は、水道事業管理者の権限に属する契約にあつては「横浜市水道局契約規程（平成20年3月水道局規程第7号）第2条の規定により読み替えて準用する横浜市契約規則」と、交通事業管理者の権限に属する契約にあつては「横浜市交通局契約規程（平成20年3月交通局規程第11号）第2条の規定により読み替えて準用する横浜市契約規則」と読み替えるものとする。